

平成26年10月2日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	南下第12号 白根第1排水区白根西1号雨水幹線555下水道工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
<p>回答内容管理番号6・9のNO.1の回答にあります積算基準総則の1) 特別単価調査による場合（ロ）a.単価が市場を適正に反映しないと想定される資材は調査機関への確認が必要と記載があります。当社の見積調査では362,000円/本でした。</p> <p>総則記載内容により先の金額を参考に単価を計上し入札を行いました。実際の採用単価は物価資料に掲載の単価288,500円/本程度の単価が採用されていると考えられます。調査単価と採用単価の乖離が著しく、積算基準総則に則り、特別単価調査を行ったにも関わらず、その単価が反映されていないのはなぜでしょうか。</p>	
回 答	
<p>新潟市積算基準総則では、使用数量が、物価資料で規定する大口数量を大幅に超える取引のため、市場を反映しないと想定される資材については特別単価調査によりますので、推進管については、特別単価調査による単価を採用し設計書に反映しています。</p>	